

第166号議案

令和2年度 長崎市一般会計補正予算(第13号)

目次	ページ
《2款 総務費 1項 総務管理費》	
1目 一般管理費	
〔歳出の補正〕	
外海ふるさと交流センター運営費 .....	1 ~ 3
【単独】市民センター施設整備事業費 施設改修 .....	4 ~ 5
〔繰越明許費の補正〕	
【単独】市民センター施設整備事業費 施設改修 .....	6
〔債務負担行為補正〕	
南部市民センター指定管理 .....	7
日見地区ふれあいセンター指定管理 .....	8
茂木地区ふれあいセンター指定管理 .....	9
野母崎樺島地区ふれあいセンター指定管理 .....	10
出津地区ふれあいセンター指定管理 .....	11
《2款 総務費 3項 戸籍住民基本台帳費》	
1目 戸籍住民基本台帳費	
〔歳出の補正〕	
個人番号カード推進事業費 .....	12 ~ 14
〔繰越明許費の補正〕	
個人番号カード推進事業費 .....	15
〔債務負担行為補正〕	
戸籍システムクラウドサービス移行委託 .....	16 ~ 18

中央総合事務所  
東総合事務所  
南総合事務所  
北総合事務所  
令和2年11月



予 算 説 明 書					事 業 名	補正額
ページ	款	項	目	番号		
30~31	2 総務費	1 総務 管理費	1 一般 管理費	2-1	外海ふるさと交流センター 運営費	千円 2,737

### 1 概 要

新型コロナウイルス感染症拡大防止による利用者数、利用料金収入の減少に伴い、利用料金収入を施設の運営経費に充てる施設では、今後、運営経費に不足が生じることが見込まれる。

外海ふるさと交流センターは、市民の交流及び神ノ浦港を利用する船客の利便を図るとともに、地域の活性化に資するために設けた施設であり、利用者サービスを安定して提供していく必要があることから、不足する施設の運営経費を指定管理者に対して支出する。

なお、支出する額については、年度末に収支実績を見て精算する。

### 2 施設状況

- (1)名称 外海ふるさと交流センター
- (2)指定管理者 株式会社 外海イン
- (3)指定期間 平成29年 4月 1日～令和 4年 3月31日
- (4)自肅要請期間 令和 2年 4月 7日～令和 2年 5月31日

### 3 補正予算額

2,737千円 (補正前10,944千円 → 補正後13,681千円)

#### (1)外海ふるさと交流センターの状況

(単位:円)

		過去3か年平均 (H29年度～ R元年度実績)①	令和2年度 (見込)②	差額 (①-②)
収入(税抜)	利用料金	6,942,545	2,608,428	4,334,117
	指定管理委託料等	9,727,568	9,723,168	4,400
	計	16,670,113	12,331,596	4,338,517
支出(税抜)	運営経費	15,305,826	13,454,596	1,851,230

A  
B

不足額 (A-B)+消費税 10%= 2,736,016 円 ……補正予算額

## (2)令和2年度の収支見込

区分	項目	金額(円)	備 考
収入(税抜)	利用料金	2,608,428	4月～8月は実績額 9月～3月は4月～8月実績平均の7か月分
	指定管理委託料等	9,723,168	
	計	12,331,596	
支出(税抜)	人件費	6,792,703	
	消耗品費	152,149	
	光熱水費	1,711,344	
	通信運搬費	199,894	
	委託料	3,134,727	
	賃借料	600,223	
	公課費	449,212	
	その他	414,344	
	計	13,454,596	

## (3)宿泊者数の推移

(単位:人)

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (4月～8月)
1,545	1,897	1,599	269

## 4 財源内訳

区分	事業費	財 源 内 訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
当初予算	千円 10,944	千円 —	千円 —	千円 —	千円 16	千円 10,928
11月補正	2,737	—	—	—	—	2,737
補正後	13,681	—	—	—	16	13,665

令和2年度における新型コロナウイルス感染症拡大防止による  
指定管理者制度導入施設の運営経費への影響と対応について

1 新型コロナウイルス感染症拡大防止による運営経費への影響

新型コロナウイルス感染症拡大防止（以下「感染症拡大防止」という。）による利用者数、利用料金収入が減少しており、利用料金収入を施設の運営経費に充てる利用料金併用制施設では、今後、運営経費に不足が生じることが見込まれる。

〔利用料金併用制の施設の例〕

収入	指定管理委託料 50	利用料金 50
支出	運営経費 100	

↓ 感染症拡大防止の影響

収入	指定管理委託料 50	利用料金 20	不足 20
支出	運営経費 90 (休館、利用者減による減)		

運営経費が20不足

2 対応方針

公の施設は、市民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するために設けた施設であり、感染症拡大防止による利用料金収入の減少に伴い運営経費の不足が生じている状況において、市民サービス維持のため、市としては施設が安定して運営されるよう対応していく必要があることから、指定管理者に対し、不足する施設の運営経費を支出することとしたい。

なお、支出にあたっては概算払とし、年度末に収支実績を見て精算する。

【不足額の見込み方】

不足額は、感染症拡大防止の①影響を受けない場合の収支と、②影響を受けた令和2年度の収支見込を比較して算定する。

〔利用料金併用制の施設の例〕

①影響を受けない場合	収入	指定管理委託料 50	利用料金 50	← 過去3か年の指定管理委託料及び 利用料金の平均	
	支出	運営経費 100			← 過去3か年の支出額の平均
↓ 感染症拡大防止の影響					
②影響を受けた場合	収入	指定管理委託料 50	利用料金 20	不足 20	← 令和2年度の指定管理委託料及び 利用料金の見込
	支出	運営経費 90 (休館、利用者減による減)			← 令和2年度の支出額の見込

(算定イメージ)

収入	通常時	指定管理委託料 50 + 利用料金 50 = 100
	令和2年度	指定管理委託料 50 + 利用料金 20 = 70
→ 収入差額 = 100 - 70 = 30... A		
支出	通常時	運営経費 100
	令和2年度	運営経費 90
→ 支出差額 = 100 - 90 = 10... B		

➡ 不足額 (A - B)  
= 30 - 10 = 20

予 算 説 明 書					事 業 名	補正額
ページ	款	項	目	番号		
30~31	2 総務費	1 総務 管理費	1 一般 管理費	3-1	【単独】市民センター施設整備 事業費 施設改修	千円 6,200

### 1 概 要

平成 30 年 6 月に発生した大阪北部地震によるブロック塀の倒壊(人身事故)を受け、市有施設のブロック塀等について、外観調査及び詳細な調査を実施した結果、琴海南部しらす会館のブロック塀について、建築基準法で定める基準を満たしていないことが判明したことから、安全対策として改修工事を実施するもの。

### 2 事業内容

施設名	施工内容	事業費(千円)
琴海南部しらす会館	ブロック塀改修 L=101.7m ・既存ブロック塀撤去 ・ネットフェンス設置	6,200

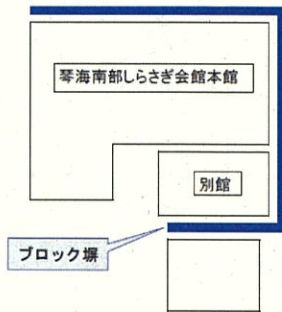
### 3 財源内訳

区分	事業費	財 源 内 訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
当初予算	千円 79,910	千円 -	千円 -	千円 79,300	千円 -	千円 610
11月補正	6,200	-	-	※ 4,600	-	1,600
補正後	86,110	-	-	83,900	-	2,210

※一般単独事業債 充当率75%(交付税措置率 1%)

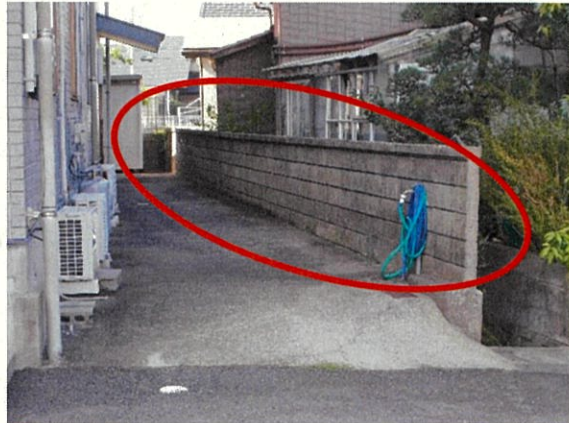
#### 4 施設の現況等

【平面図】



国道206号

【ブロック塀】



#### 5 判定基準(ブロック塀)

建築基準法による判定基準		琴海南部しらさぎ会館の 主な判定結果
塀の高さ	・2.2m以下	適合
厚さ	・15cm以上 (高さ2m以下の塀は、10cm以上)	適合
控え壁	・高さ1.2mを超えるものは、控え壁が必要。 控え壁の設置間隔は、3.4m以下ごとに設置。 高さの1/5以上の突出が必要	該当なし
基礎	・基礎が必要。高さ1.2mを超えるものは、丈が35cm以上の基礎が必要。根入れの深さは30cm以上	不適合
鉄筋	・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm間隔以下での配筋が必要。壁頂及び基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に同径以上の鉄筋を配置し、鉄筋の端部はかぎ掛けが必要	不適合

【繰越明許費】予算説明書 58～59ページ

2款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費

(単位:千円)

事業名	金額		財源内訳				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
【単独】市民センター施設整備 事業費 施設改修	補正後 予算現額	86,110	-	-	83,900	-	2,210
	支出予定額	79,910	-	-	79,300	-	610
	繰越明許額	6,200	-	-	4,600	-	1,600
繰越事由	ブロック塀改修工事が年度内に完了しない見込みであるため。						
繰越箇所の完了予定	令和3年6月						



債務負担行為補正		期 間	限度額 (設定額)
第4表 ページ	事 項		
12	南部市民センター指定管理	令和3年度から 令和7年度まで	千円 46,745

### 1 債務負担行為の目的

長崎市南部市民センターの管理において、南部市民センター運営委員会を指定管理者として指定するにあたり、指定期間である令和3年度から令和7年度までの委託に係る経費について、債務負担行為の設定を行うもの。

### 2 債務負担行為限度額の内訳

#### (1) 限度額の年度内訳

【単位：千円】

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	合計
9,349	9,349	9,349	9,349	9,349	46,745

#### (2) 限度額の積算内訳（年間運営経費）

【単位：千円】

年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	合計
収入	利用料金	1,385	1,385	1,385	1,385	1,385	6,925
	収入計(A)	1,385	1,385	1,385	1,385	1,385	6,925
支出	人件費	7,347	7,347	7,347	7,347	7,347	36,735
	事務費	3,167	3,167	3,167	3,167	3,167	15,835
	修繕料	220	220	220	220	220	1,100
	支出計(B)	10,734	10,734	10,734	10,734	10,734	53,670
市所要額(B)-(A)		9,349	9,349	9,349	9,349	9,349	46,745

### 3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 46,745	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 46,745

債務負担行為補正		期 間	限度額 (設定額)
第4表 ページ	事 項		
12	日見地区ふれあいセンター指定管理	令和3年度から 令和7年度まで	千円 35,375

### 1 債務負担行為の目的

長崎市日見地区ふれあいセンターの管理において、日見地区ふれあいセンター運営委員会を指定管理者として指定するにあたり、指定期間である令和3年度から令和7年度までの委託に係る経費について、債務負担行為の設定を行うもの。

### 2 債務負担行為限度額の内訳

(1) 限度額の年度内訳 【単位：千円】

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	合計
7,075	7,075	7,075	7,075	7,075	35,375

(2) 限度額の積算内訳（年間運営経費） 【単位：千円】

		年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	合計
収入	利用料金		839	839	839	839	839	4,195
	収入計(A)		839	839	839	839	839	4,195
支出	人件費		5,961	5,961	5,961	5,961	5,961	29,805
	事務費		1,733	1,733	1,733	1,733	1,733	8,665
	修繕料		220	220	220	220	220	1,100
	支出計(B)		7,914	7,914	7,914	7,914	7,914	39,570
市所要額(B)-(A)			7,075	7,075	7,075	7,075	7,075	35,375

### 3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 35,375	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 35,375

債務負担行為補正		期 間	限度額 (設定額)
第4表 ページ	事 項		
12	茂木地区ふれあいセンター指定管理	令和3年度から 令和7年度まで	千円 36,180

### 1 債務負担行為の目的

長崎市茂木地区ふれあいセンターの管理において、茂木コミュニティ連絡協議会を指定管理者として指定するにあたり、指定期間である令和3年度から令和7年度までの委託に係る経費について、債務負担行為の設定を行うもの。

### 2 債務負担行為限度額の内訳

#### (1) 限度額の年度内訳

【単位：千円】

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	合計
7,236	7,236	7,236	7,236	7,236	36,180

#### (2) 限度額の積算内訳（年間運営経費）

【単位：千円】

年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	合計
収入	利用料金	227	227	227	227	227	1,135
	収入計(A)	227	227	227	227	227	1,135
支出	人件費	5,562	5,562	5,562	5,562	5,562	27,810
	事務費	1,681	1,681	1,681	1,681	1,681	8,405
	修繕料	220	220	220	220	220	1,100
	支出計(B)	7,463	7,463	7,463	7,463	7,463	37,315
市所要額(B)-(A)		7,236	7,236	7,236	7,236	7,236	36,180

### 3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 36,180	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 36,180

債務負担行為補正		期 間	限度額 (設定額)
第4表 ページ	事 項		
12	野母崎樺島地区ふれあいセンター 指定管理	令和3年度から 令和7年度まで	千円 33,340

### 1 債務負担行為の目的

長崎市野母崎樺島地区ふれあいセンターの管理において、野母崎樺島地区コミュニティ連絡協議会を指定管理者として指定するにあたり、指定期間である令和3年度から令和7年度までの委託に係る経費について、債務負担行為の設定を行うもの。

### 2 債務負担行為限度額の内訳

#### (1) 限度額の年度内訳

【単位：千円】

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	合計
6,668	6,668	6,668	6,668	6,668	33,340

#### (2) 限度額の積算内訳（年間運営経費）

【単位：千円】

年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	合計
収入	利用料金	29	29	29	29	29	145
	収入計(A)	29	29	29	29	29	145
支出	人件費	5,303	5,303	5,303	5,303	5,303	26,515
	事務費	1,174	1,174	1,174	1,174	1,174	5,870
	修繕料	220	220	220	220	220	1,100
	支出計(B)	6,697	6,697	6,697	6,697	6,697	33,485
市所要額(B)-(A)		6,668	6,668	6,668	6,668	6,668	33,340

### 3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 33,340	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 33,340

債務負担行為補正		期 間	限度額 (設定額)
第4表 ページ	事 項		
12	出津地区ふれあいセンター指定管理	令和3年度から 令和7年度まで	千円 33,400

### 1 債務負担行為の目的

長崎市出津地区ふれあいセンターの管理において、出津地区ふれあいセンター運営委員会を指定管理者として指定するにあたり、指定期間である令和3年度から令和7年度までの委託に係る経費について、債務負担行為の設定を行うもの。

### 2 債務負担行為限度額の内訳

#### (1) 限度額の年度内訳

【単位：千円】

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	合計
6,680	6,680	6,680	6,680	6,680	33,400

#### (2) 限度額の積算内訳（年間運営経費）

【単位：千円】

年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	合計
収入	利用料金	19	19	19	19	19	95
	収入計(A)	19	19	19	19	19	95
支出	人件費	5,430	5,430	5,430	5,430	5,430	27,150
	事務費	1,049	1,049	1,049	1,049	1,049	5,245
	修繕料	220	220	220	220	220	1,100
	支出計(B)	6,699	6,699	6,699	6,699	6,699	33,495
市所要額(B)-(A)		6,680	6,680	6,680	6,680	6,680	33,400

### 3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 33,400	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 33,400

予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
32~35	2 総務費	3 戸籍住民 基本台帳費	1 戸籍住民 基本台帳費	1-1	個人番号カード 推進事業費	千円 11,693

### 1 概 要

令和4年度末までにほとんどの住民がマイナンバーカードを保有することを目指し、普及を促進していることから、マイナンバーカードの申請受付と交付が増加している。マイナンバーカードは、デジタル化社会の基盤となるものであり、さらに普及促進を加速していく必要がある。

現在、マイナンバーカードの交付件数増加に伴い来庁者が増加しており、時間帯によっては、混雑し密になるような状況が生じている。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、マイナンバーカード交付予約システムを導入し、マイナンバーカードの交付窓口における来庁者の待ち時間の短縮及び分散による混雑解消を図ることで、市民サービスの向上を実現する。

### 2 事業内容

項目	予算額	内容
委託料	11,693千円	マイナンバーカード交付予約システム導入業務委託

### 3 事業スケジュール（予定）

	R3.2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
システム導入	→							
予約受付開始							●	

※予約によるマイナンバーカードの受取開始日は、令和3年9月1日を予定。

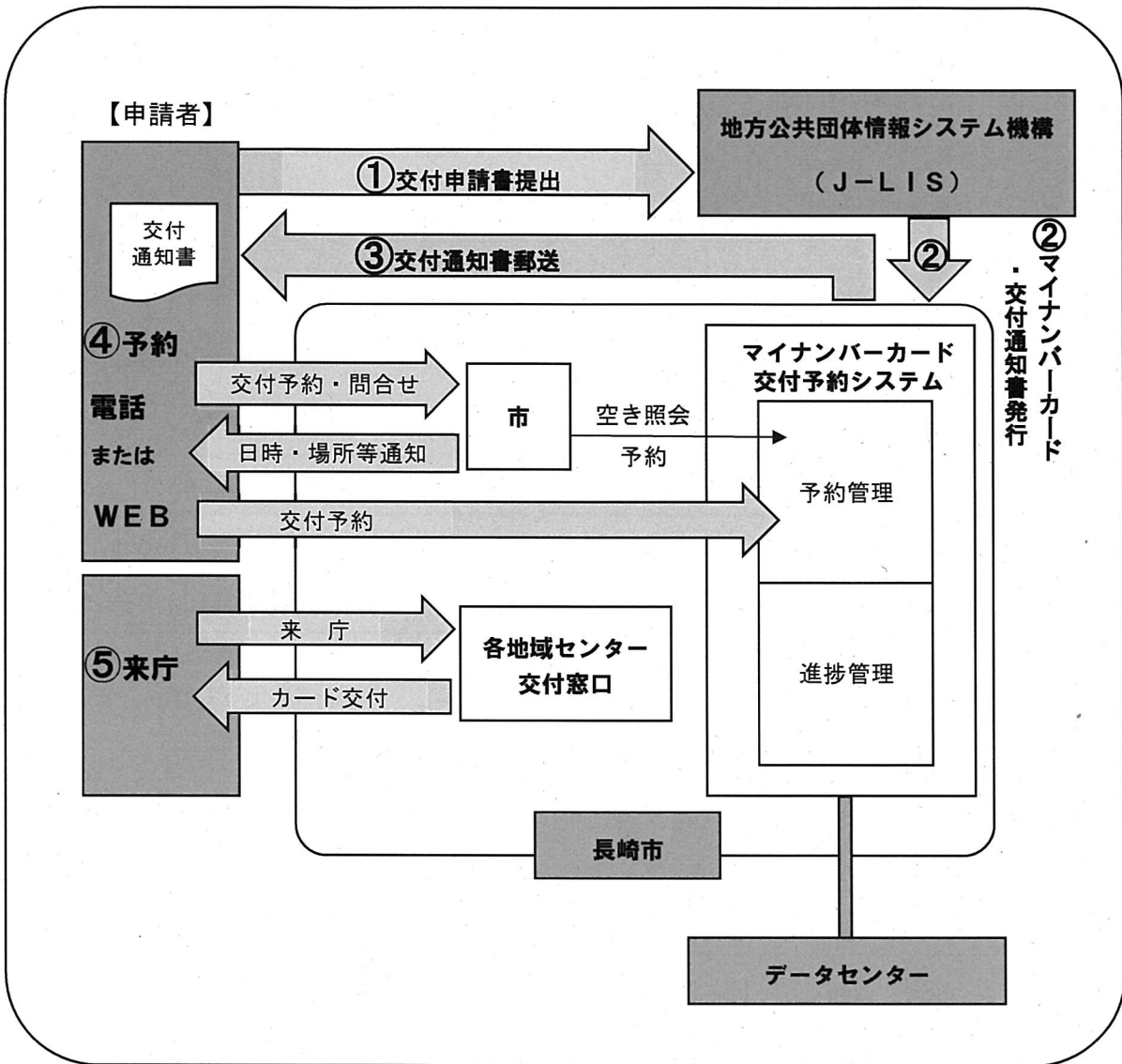
### 4 財源内訳

区分	事業費	財 源 内 訳				
		国庫支出金※	県支出金	地方債	その他	一般財源
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
当初予算	428,697	406,623	—	—	624	21,450
11月補正	11,693	11,693	—	—	—	—
補正後	440,390	418,316	—	—	624	21,450

※国庫補助率 事業費(11,693千円)の10/10(地方創生臨時交付金)

参考

(1) システム構成図 (予定)



(2) マイナンバーカードの交付実績及び想定枚数 (年度別)

(単位:枚)

	国		長崎市	
	年間交付枚数	年度末累計数	年間交付枚数	年度末累計 (交付率※)
平成27年度	約 1,103 万	約 1,103 万	4,651	4,651 ( 1.1%)
平成28年度			34,161	38,812 ( 9.2%)
平成29年度	約 293 万	約 1,396 万	11,348	50,160 ( 11.9%)
平成30年度	約 259 万	約 1,655 万	7,239	57,399 ( 13.6%)
令和元年度	約 360 万	約 2,000 万	12,284	69,683 ( 16.5%)
令和2年度	約 5,000 万	約 7,000 万	【実績見込】 47,766	【実績見込】 117,449 ( 27.8%)
			約 99,000	約 181,730 ( 43.1%)
令和3年度	約 3,000 万	約 10,000 万	約 120,000	約 301,730 ( 71.5%)
令和4年度	約 2,000 万	約 12,000 万	約 120,000	約 421,730 (100.0%)

※ H31.1.1現在の長崎市人口 421,799 人に対する割合

(3) マイナンバーカードの交付実績 (月別)

(単位:枚)

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10~3月 (月平均)	合計
平成30年度	492	712	611	572	631	572	608	7,239
令和元年度	588	546	587	598	712	877	1,396	12,284
令和2年度	1,311	972	2,072	2,182	3,520	4,709	(見込み) 5,500	47,766



【繰越明許費】 予算説明書 60～61 ページ

2 款 総務費 3 項 戸籍住民基本台帳費 1 目 戸籍住民基本台帳費

事業名	金額		財源内訳				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
個人番号 カード 推進事業費	補正後 予算現額	千円 440,390	千円 418,316	千円 —	千円 —	千円 624	千円 21,450
	支出予定額	428,697	406,623	—	—	624	21,450
	繰越明許費	11,693	11,693	—	—	—	—
繰越事由	マイナンバーカード交付予約システム導入作業（要件定義・構築・テスト）に約5ヶ月を要することから、年度内に完了しない見込であるため。						
完了予定日	令和3年7月末日						

債務負担行為補正		期 間	限度額 (設定額)
第4表 ページ	事 項		
12	戸籍システムクラウドサービス移行委託	令和2年度から 令和3年度まで	千円 17,472

## 1 概 要

戸籍システムのサーバー等機器の更新に合わせ、サーバー等機器を自ら調達してシステムを運用する「オンプレミス型」ではなく、民間のデータセンターに設置されたサーバー等機器においてシステムを利用するという「クラウド型」に移行するための（別紙参照）、委託に係る経費について、債務負担行為の設定を行うもの。

## 2 事業内容

現行の戸籍システムから、クラウド型の戸籍システムに移行するための業務を委託する。

項目	予算額	内容
委託料	17,472千円	戸籍システムクラウドサービス移行委託

## 3 クラウド型に移行する理由

### (1) 運用経費の削減

移行にかかる費用、機器に係る費用及びシステム利用料等を含めた5年間の運用経費を比較したところ、現行のシステムよりも安価である。

### (2) セキュリティ及び災害発生時の業務継続性の向上

サーバーは堅牢なデータセンターに設置されており、併せてバックアップを他のデータセンターに置くため、災害発生時にもシステムを停止することなく継続して稼働することができる。

### (3) 保守・運用における負担軽減

障害発生時にはデータセンター側で検知し、自動切替えされるため、今までよりも迅速な対応が可能になるとともに、バックアップやバージョンアップ等の作業は不要となり職員の負担が軽減される。

#### 4 債務負担行為限度額の内訳

令和2年度	令和3年度	合計
	千円	千円
0	17,472	17,472

#### 5 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 17,472	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 17,472

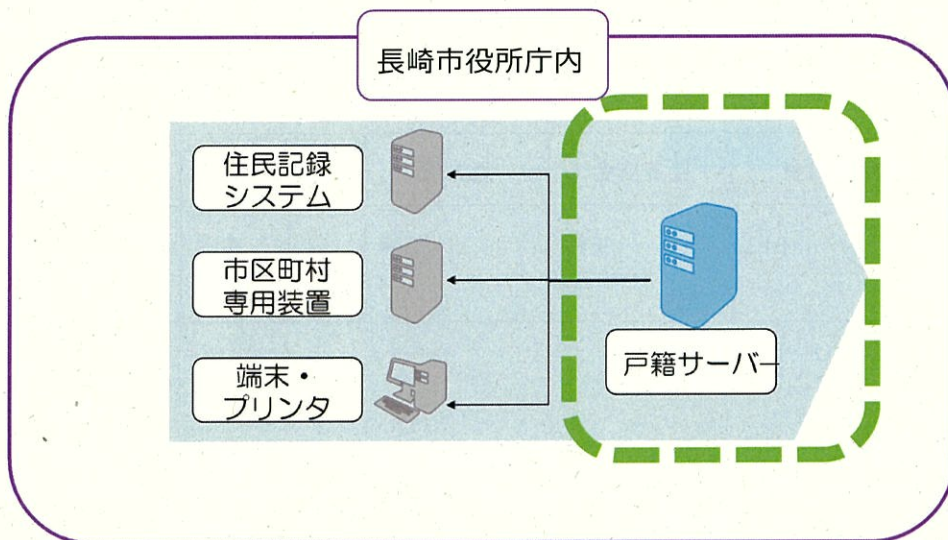
#### 6 事業スケジュール（予定）

	令和2年度		令和3年度	
	令和2年10月	令和3年2月	4月	10月
現行システム	~令和3年9月			
新システムへの移行		~		
新システム稼働				令和3年10月~

オンプレミス型とクラウド型の比較概要図

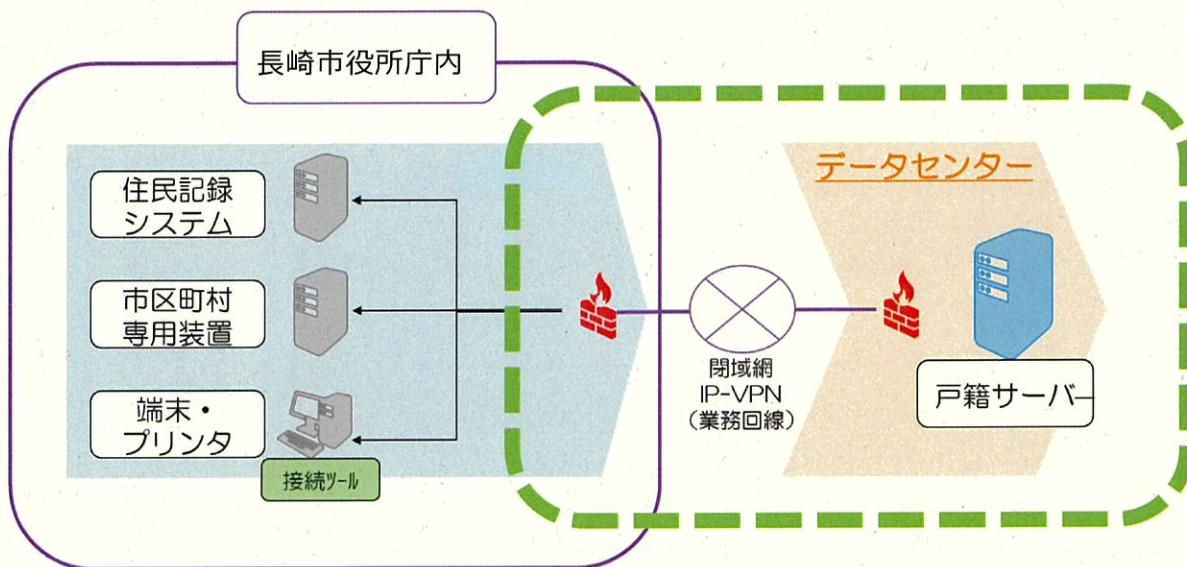
(1) オンプレミス型

利用者が個別にサーバーを設置し、システムを運用する形態



(2) クラウド型

サービス提供事業者がデータセンターのサーバー上に構築したシステムを、利用者がネットワーク経由で利用する形態



--- 点線内が今回更新が必要となる機器等の範囲